

## 第2回郵政改革関係政策会議

日時：平成21年12月25日 13:00～14:30

場所：内閣府 講堂

○議題 郵政改革の方向性について

- ① 現状説明
- ② 意見交換

### 【大塚副大臣挨拶】

今日は、郵政改革関係政策会議の第二回で、後ほど、これまでの経緯と、今日以降の流れについてもご説明をさせていただくが、いよいよ来年の通常国会に向けて郵政改革の検討及び議論、そして与党の皆さんにご了解いただいた上での法制化の作業も本格化するので、今日も是非忌憚のないご意見を拝聴させていただきたい。どうぞよろしく願いいたしたい。

### 【大塚副大臣より資料に沿って説明】

（配布資料のうち、配布資料1は大塚副大臣クレジットの資料で、配布資料2）  
はご意見を拝聴する上での参考資料。

### 【質疑応答】

○ 戸籍謄本、住民票の写しを郵便局で交付するサービスを提供しているが、どの程度の郵便局で行われているのか。また、このサービス導入に何か障害があるのか。

(答) (長谷川政務官) 145の自治体で、551の郵便局が取扱っており、全国に2万4千局程ある中で、取扱い局は大変少ない。できるだけ多くの郵便局で簡便にできるような方向を目指したい。

○ 経営形態について、まず、公社時代には、3事業が一体として行われており、「公益性」、「地域性」を鑑みた時に、非常にいい状態であったが、民営化後は、衝突があつて、隣の人と会社が違うというような状態では利用者は全く分からないので駄目。その上で、C案だと先祖返りみたいなどころがあり、

A案が非常に良くできた案だと思う。

- 義務について、どんな義務を負っているのか、負わされているのかということ伺いたい。

次に、どう費用負担していくのかについては、独立採算で明治以来ずっと行われてきた経緯があり、多分今後も、引続き、独立採算ということになる。その場合に、企業体として経営が成り立たなければいけない。昔は財投に預託していて、財投の預託金利は市場金利より0.2%高く儲かっていたが、今は短期金利と長期金利のミスマッチで稼ぐような、経営形態にならざるを得ないが、本当にそれでやっていけるのか。副大臣の説明で、官の方からだんだん民の方にシフトしてきているということは、一つは、独立採算を維持するために経営の自由度を付与していることの表れではないのか。その流れに沿えば、限度額、新商品などきちんと稼ぐように銀行としての経営の自由度を付与していくのが必要ではないか、それが独立採算の条件だと思う。

また、2、3人しかいないような小さな郵便局に銀行と同じような検査、監督をしていくというのは経営の自由度を縛るのではないか。

その上で、どのような経営形態をお考えか、また、銀行法に代わる規制をと基本方針にあるが、きちんと法律で書かれるのか。

- 義務については、政府が負っている仕事を託すという形になるのではないか。そうであるとすると、義務の履行に対するコスト負担については、日本郵政グループが自発的に負うことは、論理的にはありえず、また、今の時点で政府が直接負うというのは、なかなか難しい話ではないか。そこで、義務に見合う何らかの措置が必要と思っている。その中の一つで流動性貯金の限度額は撤廃すべき。限度額にかけているコストが結構かかり、費用対効果の面で見るとどれだけ意味があるのか。

(答) (大塚副大臣) 新規業務について、郵便局に行けば自由に使えるパソコンが置いてあり、職員が使用方法を指導して、自分の年金記録がいつでも見ることができ、印刷することもできると良いのではないかという方向の検討を行っており、できるだけ全ての郵便局でやっていただけるようにするのが望ましい。

経営形態について、A案でというご意見を頂いた。C案というのはなかなか難しいということも理解しており、AかBかというような検討になりつつある中で、そのメリット・デメリットを検討していきたい。

次に、義務に関してのご意見については、私個人は、金融や郵便のサービ

スを国民の皆さんに提供する義務は、政府が負っているものだと感じており、それを誰に委託をするのかという話ではないかという側面が徐々に強まってくっていくと思っている。そういう観点に立てば、問題は、採算が取れないので、放っておくと郵便や金融にアクセスすることができなくなる可能性のある地域の皆さんに対して、政府がどのような責任を負っているのかということであり、例えば、金融のケースで、そのような地域については、日本郵政グループにお願いをして、独立した事業体として自発的な意志に基づいてそれを受けていただくというような論理構成が、合理的なのではないかなと頭の中では考えているが、今後ともご指導いただきたい。

限度額については、例えば、単純に限度額をなくして自由にやっていいとなると、他の金融機関との競争の公平性の問題がある一方で、郵便局しかない過疎地域において、例えば退職金を1,000万円以上貰った人が、他に預ける金融機関がないというときに、そこも杓子定規に1,000万円で作るのかということは、なかなか悩ましいところで、その辺りの折り合いをつけるような形の着地点を見出さなければならないのではないかな。

業法の規制については、郵便貯金銀行と郵便保険会社を銀行法、保険業法という、他の金融機関と同じ規制の下に置けば、郵政側にとって競争条件もできるだけ公平になり、業務展開も自由にできる方向となり、特殊法の下に置けば、より規制は強くなるという関係にあると考えている。経営形態の話とは、鶏と卵のようなもので、日本郵政グループ及び郵政事業のあり方について、定義がまとまれば、その定義に従って、事業内容が自ずと固まってきて、そしてその事業内容に適した経営形態が決まる。逆に、定義に従って、経営形態が決まり、その経営形態でできる事業とは何なのかということが決まってくるという、こういう因果関係にあり、最後は全体が一気に決まるということだと考える。

(答) (長谷川政務官) 経営形態については、亀井大臣、原口大臣の前でどの案がよいかとの議論にはまだなっていない。世界の郵政事業の経営形態は、国営が3割、公社の形態が3割、株式会社形態が4割であり、色んな形態が可能。今回の改革は、株式会社と決めたが、世界の例を見れば、株を売っている国は殆どないといったことも参考にする。

今一番批判を受けているのは、サービスが悪くなった、郵便局が閉鎖されたなどで、その不便さが解消されることが何よりも大事。そういう中で、規制の問題については、銀行の支店を頭に置いて作った規制のマニュアルがそのまま簡易局のような郵便局にも適用される点につき、簡便な形に直していく必要がある。

- 郵政民営化の論点で、分社化とした理由の一つに、民営化する以上、三事業一体化してやるということ自体が、非常に民業圧迫であるということで、分社化の一つの理論的な裏づけになったと記憶している。今回、これを再統合又は形態は別であるが実質的に再統合することになったときに、むしろ規制を強化しなければ実際民業の圧迫となるのではないか、特に地域の信用組合等に比して極端に有利だということになると、国民全体の利益にならない。この点についてどのように整理をされていくのか。

次に、今後、行政のワンストップサービスの拠点として考えていくときに、自治体の業務がかなりの部分を占めてくると思われる。その場合、手数料収入のこともあり、事前に自治体とのすりあわせが必要。どのように進めるのか。

また、金融について、昨今、地域の信金・信組等に資金を供給するとの議論が出ているが、本当に経営的に成り立つのか。この点について現時点でどのようなことを考えているのか。

- 郵政民営化の論議時に340兆円であった資産が、約310兆円に30兆円も下がっているが、この原因は何か。

次に、社会・地域貢献基金は、現在どのように使われているのか。

また、意見として、地域貢献の問題については、画一的ではなく、サービスが提供されない地域で、郵便局が対応できるのであれば、メニューとして、選択的に行うことはよいが、踏み込みすぎると、本来自治体の領域部分に入ることになってしまい問題であり、自治体の首長ともさまざまな論議をする課題ではないか。

- 年金通帳に関して、郵便局で通帳に記入できると安心を与えるという意味で、全国の郵便局で対応できる体制を作る必要がある。

次に、郵便貯金の限度額については、引上げる必要がある。ただし、ゆうちょが一人勝ちしないように、慎重に検討すべき。

また、かんぽの宿について、介護を行うことに大賛成。ただ、介護の事業を始めるに際して、コンサルティングや、経験のある病院、介護の会社と連携する等の対応が必要。

- 地方では、過疎地となって漁協がなくなり、金融機関は2人の郵便局のみで、これがなくなると、1日かけて近くの町に行かなければならなくなるという状況があるなど、都市部と地方ではまったく現状が違うということを認

識して検討いただきたい。

また、今朝の新聞に、ユニバーサルサービスを維持するため、コストの一部を税金で負担する方針を政府は固めた、との報道があったが、この点についてご説明いただきたい。

- ユニバーサルサービスのコストを政府が税金で担うというのは、なかなか難しく、政府からの要請に基づいて日本郵政グループに担ってもらうことではないのではないか。そのために、三事業一体を維持していくべきで、そうであれば全国津々浦々の郵便局ネットワークは維持できない。そのときに大事なのは、貯金・保険の基盤が確立されることだが、かんぽについては、10年間で4割契約数が激減をしており、現場では相当な危機感を持っている。このような中、がん保険をぜひ認めるべき。また、限度額についても、職員のコスト負担になっているという現実もあり、引上げか撤廃すべき。そのときに、経営形態とも関連するが、限度額の撤廃、がん保険への参入を認めるとなると、郵便貯金・保険会社について特殊会社のままだは無理で、一般会社でやるべきではないか。ただし、郵便貯金・保険会社の株は、三事業一体との観点から、持株会社が二分の一以上は持つべき。また、一般会社として銀行法・保険業法の適用を受けたとしても、何らかの特例措置を設けるといった経営環境の整備が重要。
- 地方では、郵便貯金に限度額規制があるために、例えば相続時等の多額の金銭のやりとりがある際に、お金を預けるところがなくて困っているという事例もあることも参考にしてご検討いただきたい。

(答) (大塚副大臣) まず、今日の新聞記事については、記事にあるようなことが決まったという事実はない。現実は今週の火曜日に、両大臣も交えて議論を行ったが、何か決まったということはない。

次に、実質的に事業を一体にすることは再統合という形になるのではないかとの指摘について、誤解を呼んだり、競争の公平性に反すると世論の反発を招くようなことにならないように、合理的な事業の一体運営を追求する形で組立てしなければならない。

行政のワンストップサービスについての自治体とのすり合わせは必要。その方法としては3つ考えられ、1つは、改革案を検討していく過程で、例えば知事会や市長会等と議論し、着地を見出すというやり方。2つ目は、地域主権戦略会議の下の地方と国との協議機関ができあがった段階で、その機関において議論を行う。3つ目は、個々の自治体とそれぞれの地域の郵政グル

ープの話し合いで決めるとの方法がある。

民間金融機関との融資の競合の問題については、現在、民間金融界と話をしており、日本郵政グループが、今後、融資を行っていく際、どのような事業内容であれば、民間金融機関とシナジー効果を発揮できるかということをご提案してほしいということをお願いしている。

次に、貯金残高の減少理由については、業界全体として貯金を取り崩す傾向が続いていること、郵政固有の事情としては、総合担務ができなくなったということが、大きな原因の1つだと考えている。なお、総合担務については、金融庁内で法的には可能との方向で、今検討が進んでいるところ。

限度額については、できるだけ自由に業務をやらせる、しかし業法の規制下で特別な配慮をするというバランスの中で決まっていくものだと思っている。

かんぽの宿の件は、最終的には日本郵政グループの判断であるが、介護施設として使いうるものがある。ただ、介護事業のノウハウを持ってはいない。これは保険とも関係があるが、公的保険制度だけでは国民の皆さんが不安になっている中、介護保険等の民間保険でそこをカバーできないか、あるいはカバーできるような民間の保険を開発できないかということは、今後日本郵政グループが考えることだが、もし、やるとなると、例えば介護施設も自ら持った保険事業者というビジネスモデルも考えられるため、検討を行っていくということ。

また、都市部と地方は違うとの指摘については、重々認識している。

最後に、株については、経営形態がA案、B案であっても、政府がその親会社の株を何%持つのか、あるいは親会社が子会社の株を何%持つのかということが重要な問題。いくつか考え方はあるが、親会社に関しては、ある程度政府が持っていないといけない。親会社が子会社の株をどれくらい持つかということに関しては、いろいろな考え方があり、今後更に検討したい。

- 郵政事業が国民の財産と言われる所以は、郵便局のネットワーク。特定局の建物が老朽化してきて更新をしなければならぬときに、その局が廃止等にならないよう手当が必要ではないか。

簡易保険については、日本人的には保険というよりは貯蓄商品であったが、この低金利では魅力ある商品にはならない。商品開発を行わず、このままかんぽだけを売り物にしていく限り今の金利状況では契約が減って当たり前と考えている。

- 明治以来独立採算で金融で稼ぎながら、ほかの郵便局ネットワークを維持

してきたので、引き続きその体制を維持して行く中で、限度額を自由化する、新商品をできるだけ自由化する、というような制度設計を是非お願いしたい。

(答) (大塚副大臣) 局のインフラについては、誰がコストを負担するのかという議論との関係がでてくる。なるべく自由な事業体にして、収益の中から負担することとすれば、局舎についても同様ということになるかもしれないし、義務に見合ったコストはある程度政府が負担するとすれば、局舎の維持・更新についてもカバーしてもらおうなど、最後の組立ての問題となる。

民間が活動できない領域に係るコストについて、これまで郵政事業が自前を出せていたのは、財投システムの中で、一定の利ザヤを確実に確保できていたからで、現在の薄い利ザヤの中では少し難しい面もある。ただ、いきなり全局で限度額完全撤廃は難しいかもしれない。

このような検討状況であり、引き続き、ご教授をいただきたい。

(答) (長谷川政務官) 簡易保険の本来の魅力は、誰でも簡単に入れるということで、その性格は変わっていないが、貯蓄の利率も下がり、貯蓄の利率だけでお客様を惹きつけられない。このため、がん保険といったニーズがある分野を簡易保険についても開放するかどうかについて、郵便局の財政の35%を簡易保険の手数料で支えているということを考えると、重要な問題であり、十分検討させていただきたい。

(以上)